

補償内容について

お支払いする保険金の内容

偶然な事故によるケガのため亡くなられたり重度後遺障害が生じた場合、次の保険金をお支払いします。

(1) 死亡保険金

偶然な事故によるケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合に死亡・重度後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

(2) 重度後遺障害保険金

偶然な事故によるケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に重度後遺障害が生じた場合に死亡・重度後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

(注) 重度後遺障害とは、1.両眼失明、2.咀嚼または言語の機能の全廃、3.神経系統の機能または精神に著しい障害を残し常に介護を要する状態などをいいます。

★上記(1)、(2)の保険金について、重複してお支払いすることはありません。

★これらの保険金は、健康保険・労災保険・生命保険・加害者からの賠償金などとは関係なくお支払いします。

死亡・重度後遺障害保険金額は、ご契約時から保険料払込期間(積立期間)の最終年度まで毎年増加し、それ以降はご契約期間末日まで一定の金額となります。

●ご契約時のご契約金額

給付金支払開始時ご契約金額÷3(積立期間)

(注) 計算の結果、千円未満の端数が生じた場合は千円単位に切り上げます。

●積立期間中に毎年増加するご契約金額

ご契約時のご契約金額*

*端数処理の関係上、増加するご契約金額とご契約時のご契約金額が異なる場合がございます。

●積立期間の最終年度からご契約期間末日までのご契約金額

給付金支払開始時ご契約金額

保険金をお支払いできない主な場合

- ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
- 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
- 被保険者が無資格運転、酒酔い運転をしている間のケガ
- 被保険者の脳疾患、疾病または心臓喪失によるケガ
- 地震、噴火、津波によるケガ
- 戦争、外国の武力行使、暴動などによるケガ
- むちうち症または腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- 被保険者がピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダーなどの危険なスポーツをしている間のケガ
- 被保険者が自動車、原動機付自転車、モーターボートなどによる競技(競技場における競技に準じる行為を含みます。)、競争、興行または試運転をしている間のケガなど

ご契約期間(保険期間)

ご契約期間は7年(積立期間3年に給付金支払期間5年を加えた年数から1年を減じた年数)となります。なお、ご契約期間は最終回の給付金支払日(ご契約期間の初日の応当日)に終了しますので、その後のケガに対しては保険金をお支払いできません。

事故が発生した場合のお手続き

○ただちにご連絡ください。

万一事故が発生した場合には、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡をいただけませんと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

- ・取扱代理店
- ・最寄りの日本興亜損保【受付時間：平日の9:00~17:00(土日、祝日、12/31~1/3を除きます。)]

○事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続き(保険金請求に際してご提出いただく書類、請求できる保険金の種類など)に関してご案内いたします。

○保険金請求権については、時効(3年)がありますのでご注意ください。

ご注意事項

- ご契約の際、契約申込書には必ず生年月日を正確にご記入ください。
- 給付金受取人はご契約者または被保険者のいずれかの方をご指定ください。(指定のない場合はご契約者が給付金受取人になります。)
- 解約返れい金はお払い込みいただいた保険料そのままでありません。ご契約後しばらくの間は、解約返れい金がお払い込みいただいた保険料を下回る場合があります。
- 保険料お払込みの際は、日本興亜損保所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。なお、保険料を口座振替でお払込みの場合には、振替手続きの控えをもって保険料領収証にかえさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、最寄りの日本興亜損保までお問い合わせください。
- 保険証券は、給付金をお支払いする際にご提出いただく必要がありますので、大切に保管してください。
- ご契約者と被保険者が異なる場合は、このホームページに記載された内容を必ず被保険者の方にもお読みいただくようお願いいたします。
- 「ドリームパスⅡ」の保険料は、ご契約期間の初日に適用される料率・割増引制度などにより決定されます。したがって、ご契約期間の初日以降に、「ドリームパスⅡ」について料率改定や割増引制度の新設・改定などを行った場合でも、ご契約済みのご契約の保険料は変更いたしません。また、これらの改定は予告なく実施することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 保険料および基本給付金額の変更を伴うご契約条件の変更は、ご契約期間の初日から2年経過以降でないとできません。
- 給付金支払開始日においてご契約者と給付金受取人が異なる場合(被保険者が給付金受取人の場合)は、その後の保険契約上の権利義務はご契約者から給付金受取人に移転することとなります。

【保険金の代理請求人制度について】

被保険者ご自身がご存命であるにもかかわらず保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の配偶者や、配偶者がいないときは3親等以内の親族の方が、代理請求人として保険金を請求することができますので、代理請求人となりうる方にはその旨をあらかじめお伝えください。

【代理店の役割】

取扱代理店は、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。

【クーリングオフ制度について】

ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。詳しくはお申込み時にお渡しする「クーリングオフ説明書」をご覧ください。

税法上の取扱い

2009年12月現在

- 毎年お受け取りになる給付金から必要経費を除いた金額は、雑所得となり他の所得と合算のうえ、課税されます。なお、雑所得の金額が25万円以上となる場合はその10%が源泉徴収されます。
 - ご契約者(保険料負担者)と給付金受取人が異なる場合、給付金受取人は上記の取扱いに加えて、給付金受取開始時に給付金を受け取る権利をご契約者から贈与によって取得したことに対する税法上の対応が必要となります。
 - ご契約をご契約期間の初日から5年以内に解約された場合、解約返れい金と総払込保険料*との差額が20%源泉分離課税の対象となります。
※給付金支払開始後に解約される場合は、「総払込保険料」から「既にお受け取りになられた給付金の雑所得の計算上、必要経費に算入した金額」を除きます。
 - 上記以外の解約の場合には、「解約返れい金」と「総払込保険料」から既にお受け取りになられた給付金の雑所得の計算上、必要経費に算入した金額を除いた金額」との差額は一時所得となり、他の所得と合算のうえ課税されます。
- (注) 上記の「税法上の取扱い」は、今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

★「ドリームパスⅡ」は年金払積立傷害保険(保険料一括払プラン)のペットネームです。

★「保険料一括払プラン」とは、ご契約時にまだ払込期日が到来していないすべての将来の保険料を一括して払い込む(契約時全期前納)プランです。

★このホームページは年金払積立傷害保険の概要を説明したものです。(さらに詳しい内容については、「安心ガイド(ご契約のしおり)」をご覧ください。)

★ご契約に際しては、契約申込書付属の「契約概要」「注意喚起情報」を必ずお読みください。また、「ご契約内容がご希望に沿っていること」「保険料算出に関わる事項が正しいこと」をご確認させていただきますので、ご協力くださるようお願い申し上げます。

★ご契約手続きその他この保険の詳細については取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。